

A 2) ひとり親世帯の保護者が感染により入院や施設療養となる場合、残される子どもの孤立が大変心配されるところである。保護者などから、このような心配のある子どもの情報が市に寄せられた場合には、近親者など保護者が回復されるまでの間、代わりに養育をお願いできる方を確認し、不安な点や要望について必要に応じて相談を受けることになる。養育をお願いできる方が近隣にいない場合や保護者の感染に伴い子ども自身も濃厚接触者と判定され、近親者であっても養育すること自体が難しいとされる場合には君津児童相談所に連絡を入れ、子どもの預け先について相談をしていく。



Q 3) 妊婦とその配偶者やパートナーへのワクチンの優先接種を行うべきではないか？

A 3) 妊婦へのワクチン優先接種については、妊婦とその配偶者やパートナーに対して優先的に接種が受けられるように現在準備をしており、9月中に1回目の接種を実施する。

所感

ひとり親世帯以外でも、両親ともに感染してしまい、子どもの世話ができなくなるケースも増加しています。保護者が入院や施設療養となり、養育者の確保が困難な場合、君津児童相談所に連絡して相談するとのことでしたが、当該相談所の管轄は館山市を含む近隣7市と安房郡全体であり、保護の対象者が多数となった場合には対応しきれません。また、保護者や子どもにとって身近な市区町村が受け入れ体制を整えるのが最も望ましく、医療体制がひっ迫する中、病院での受入れには限界がある上、児童相談所の一時保護所はあまり身近な場所ではなく、数も限られているので十分な受け皿とはなり得ません。保護者が子どもの世話をできなくなった場合の対応について近隣市町や保健所、安房医師会等と連携し、対応できる施設の整備と人員の確保などの検討、また、相談窓口の整備と保護者等へのアナウンスを要望しました。

所感

8月中旬の一般質問通告書の提出前、妊婦とその配偶者やパートナーへのワクチンの優先接種の実施について担当課に確認したところ、その時点では予定していないとのことでしたが、感染した妊娠8か月の妊婦の入院先が見つからず、自宅で出産した赤ちゃんが亡くなった事件を受け、妊婦への接種機会をできるだけ早く確保するよう、厚生労働省から各自治体に通知が出されたこともあり、早急に優先接種の対応をしていただきひと安心しました。

安房地域における妊婦へのワクチン接種に関しては、8月末時点で接種済みが17%、接種希望者が48%であり、接種希望者全員に接種するのに十分なワクチンの確保はできているとのことであり、妊婦およびその配偶者・パートナーへのワクチン接種の勧奨を引き続き行っていくよう要望しました。